

令和8年2月27日提出

令和8年3月市議会定例会議案

(その4 議案第37号から議案第39号まで)

木更津市

令和8年3月市議会定例会議案目録（その4）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第37号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	健康づくり部	1
議案第38号	木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部	3
議案第39号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について	環境部	8

議案第37号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和50年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の8.1」を「100分の8.21」に改める。

第6条中「20,000円」を「18,000円」に改める。

第7条第1号中「24,000円」を「22,000円」に改め、同条第2号中「12,000円」を「11,000円」に改め、同条第3号中「18,000円」を「16,500円」に改める。

第8条中「100分の2.13」を「100分の2.28」に改める。

第9条中「12,000円」を「13,000円」に改める。

第10条中「100分の1.44」を「100分の1.61」に改める。

第11条中「14,000円」を「16,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「14,000円」を「12,600円」に改め、同号イ（ア）中「16,800円」を「15,400円」に改め、同号イ（イ）中「8,400円」を「7,700円」に改め、同号イ（ウ）中「12,600円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「9,100円」に改め、同号エ中「9,800円」を「11,200円」に改め、同項第2号ア中「10,000円」を「9,000円」に改め、同号イ（ア）中「12,000円」を「11,000円」に改め、同号イ（イ）中「6,000円」を「5,500円」に改め、同号イ（ウ）中「9,000円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「6,500円」に改め、同号エ中「7,000円」を「8,000円」に改め、同項第3号ア中「4,000円」を「3,600円」に改め、同号イ（ア）中「4,800円」を「4,400円」に改め、同号イ（イ）中「2,400円」を「2,200円」に改め、同号イ（ウ）中「3,600円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「2,600円」に

改め、同号エ中「2,800円」を「3,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,000円」を「2,700円」に改め、同号イ中「5,000円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「8,000円」を「7,200円」に改め、同号エ中「10,000円」を「9,000円」に改め、同項第2号ア中「1,800円」を「1,950円」に改め、同号イ中「3,000円」を「3,250円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「5,200円」に改め、同号エ中「6,000円」を「6,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の所得割額の税率の変更並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の税額の変更に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 38 号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例

木更津市介護保険条例（平成 12 年木更津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 条第 1 項中「いう。」の次に「次条及び附則第 14 条において同じ。」を加え、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第 14 条において同じ。））」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 13 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 29 条第 4 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 29 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下この項において同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 29 条第 1 項第 13 号に規

定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）

第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第14条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれか

に該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第6号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 39 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について

市は、次のとおり特定事業に係る契約の変更契約を締結する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名 | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業 |
| 2 事業場所 | 富津市新富 2 1 番 3 |
| 3 事業内容 | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る施設的设计・建設及び運營業務 |
| 4 契約金額 | 変更前 82,645,739,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 90,147,689,900 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 5 契約の相手方 | 富津市新富 2 1 番 3
株式会社上総安房クリーンシステム
代表取締役 高 島 豪 |

提案理由

令和 2 年 9 月 24 日に可決され、変更契約をした第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の変更契約を締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年木更津市条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。